

# 適合性検査証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET0319-43002-1079
2. 交付年月日：平成22年 5月21日
3. 有効年月日：平成29年 5月20日
4. 申込者名  
住 所：福島県須賀川市大久保字北田164

氏名又は名称：株式会社 福島明工社

5. 特定電気用品名：コンセント
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名  
住 所：別紙のとおり

氏名又は名称：別紙のとおり

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令第1項別表第四1及び6

9. 適合性検査の方法：

- 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める方法
- 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法

財団法人 電気安全環境研究所

理事長 末廣 恵雄



東京都渋谷区代々木5-14-12

# 適合性検査証明書別紙

## 製造工場名

(1) 住 所：福島県須賀川市大久保字北田 1 6 4

氏名又は名称：株式会社 福島明工社 本社工場

(2) 住 所：茨城県北茨城市華川町車 9 2 0 - 1

氏名又は名称：株式会社 福島明工社 茨城工場

証明書番号：J E T 0 3 1 9 - 4 3 0 0 2 - 1 0 7 9

# 適合性検査証明書別紙

## 型式の区分

要素	区分
定格電圧	(1) 125V以下のもの
定格電流	(4) 10Aを超え15A以下のもの
極の配置（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ) aに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	(5) Ⅱのもの
接続の方式	(1) 差込み型のもの（ロックナット式のものを除く。）
接続する電線の種類（一般固定配線用のものの場合に限る。）	(2) 平形導体以外のものであつて銅のもの
主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの
外郭の材料	(2) 合成樹脂のもの
スイッチ	(2) ないもの
種類（一般固定配線用のものの場合に限る。）	(2) 埋込み型のもの
使用の方法（コンセントの場合に限る。）	(1) 単用（床用を除く。）のもの
防水構造	(3) 非防水型のもの